

参 考 资 料

平成12年度臭気指数規制ガイドライン策定検討会検討員名簿

氏名	所属	備考
長谷川 猛	東京都環境局環境改善部長	座長
岩崎 佐太郎	大阪府環境農林水産部環境指導室長	座長代理
須藤 幸蔵	宮城県環境生活部環境対策課長	
飯嶋 章一	静岡県環境部大気環境室長	
松石 厚	福岡県環境部環境保全課長	
荒木 貞一	札幌市環境局環境計画部環境対策担当部長	
小柳 高好	横浜市環境保全局公害対策部大気騒音課長	
神谷 幹生	浜松市環境部環境保全課長	

敬称略、順不同

平成12年度臭気指数規制ガイドライン策定検討会
規制導入手法ワーキンググループ検討員名簿

氏名	所属	備考
中浦 久雄	東京都環境局環境改善部計画課課長補佐	主査
樽井 良治	大阪府環境農林水産部環境指導室指導課主査	
梶原 光弘	宮城県環境生活部環境対策課特殊公害班班長	
久米 一成	静岡県環境部大気環境室主任	
福本 一守	福岡県環境部環境保全課主事	
丸山 夏樹	札幌市環境局環境計画部環境対策課	
前川 渡	横浜市環境保全局公害対策部大気騒音課北部規制係長	
三好 郭仁	浜松市環境部環境保全課課長補佐	
重岡 久美子	社団法人臭気対策研究協会	ワザハ-

敬称略、順不同

事務局

環境省環境管理局大気生活環境室

目 次

	ページ
1 においの特性	1
2 平成11年度悪臭防止法施行状況調査	2
2 - 1 調査目的	2
2 - 2 調査結果	2
3 規制基準算定方法	6
3 - 1 第1号規制基準	6
3 - 2 第2号規制基準	6
3 - 3 第3号規制基準	9
4 地方公共団体の条例、要綱等	10
5 臭気指数規制導入に関する実態調査	17
5 - 1 地方公共団体に対する意向調査	17
5 - 2 事業場に対する意向調査	19
5 - 3 全国大気汚染防止連絡協議会が実施したアンケート調査	22
6 実態調査（臭気測定）結果	31
7 臭気指数規制導入地方公共団体の取り組み	35
7 - 1 静岡県	35
7 - 2 三重県	39
7 - 3 札幌市	47
8 臭気測定体制等の整備	50
8 - 1 パネルの確保	50
8 - 2 臭気判定士免状交付状況	53
9 融資・助成措置	54
10 事業場における悪臭防止対策	57

1 においの特性

悪臭は、騒音や振動とともに感覚公害と呼ばれる公害のひとつであり、その不快な臭いにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与えるものである。

感覚公害は、住民からの苦情や陳情という形で顕在化し、その性格上汚染質等の蓄積はないものの、意外なほど広範囲に被害が広がっていることも少なくない。

悪臭公害の大部分は、低濃度の悪臭成分が複合し、住民の苦情となる。また、悪臭は風等に運ばれ、広範囲に拡散することがあるため、発生源の特定を困難にしている場合が少なくない。加えて、嗅覚には個人差があり、その感度は年齢、性別、健康状態、喫煙の習慣などによっても影響される。そのため、特定の人には悪臭として感じられるが、他の人には感じないとか、その逆の場合があつたりする。また、人間関係等、悪臭の程度とは別な要因も加わり、問題を複雑にしている場合も見受けられる。これらのことが、悪臭防止行政を他の公害防止行政と比べて著しく困難なものにしている。

においは臭気物質が嗅細胞を刺激することにより感じられる。空気中の臭気物質濃度が高くなれば、それだけにおいも強く感じられる。

臭気物質の濃度（量）とにおいの強さの関係についてはウェーバー・フェヒナーの法則と呼ばれる次式で表される関係があることが認められている。

$$I = k \log C + a \quad (I : \text{においの強さ} \quad C : \text{臭気物質の濃度} \quad k, a : \text{定数})$$

アンモニアを例にとり臭気強度と物質濃度の関係を図1-1に示した。

この図を悪臭対策面から見た場合、臭気強度4のアンモニア量（10ppm）を90%除去しても臭気強度2.5（1ppm）にしかならず、臭気強度1（0.1ppm）にするためにはその99%を除去しなければならない。つまり、臭気物質の量をほとんど除去しないと周辺住民は良くなったとは感じられないことである。これは、苦情を無くすためには、徹底した臭気対策が必要であることを示している。

また、各臭気物質が単独では悪臭苦情とならない濃度であっても、臭気物質が複合することにより強烈な悪臭として苦情が発生することもある。

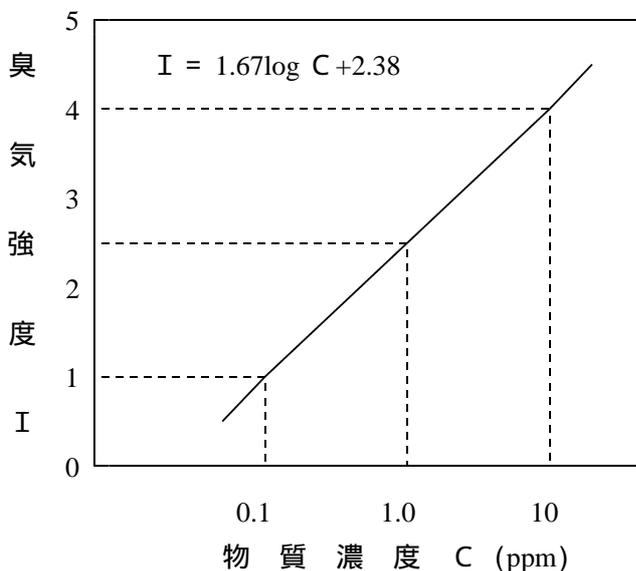


図1-1 アンモニアの臭気強度と物質濃度の関係

2 平成11年度悪臭防止法施行状況調査

2-1 調査目的

本調査は、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、環境庁が毎年度全国の都道府県、指定都市及び中核市に対して、悪臭苦情の状況、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめているものである。

2-2 調査結果

(1) 悪臭苦情の状況

苦情件数の推移

悪臭に係る苦情件数はここ数年は増加傾向にあったが、平成11年度は18,732件で、平成10年度に比べて1,360件(6.8%)減少した(図2-1)。これは、前年度大幅に増加した野外焼却に係る苦情が未だ増加傾向にある(前年度5,881件 6,230件、349件増)ものの、他の苦情が減少(前年度14,211件 12,502件、1,709件減)したこと等が要因と考えられる。しかし、苦情件数は数年前までに比べ依然として相当に多い状況にある。

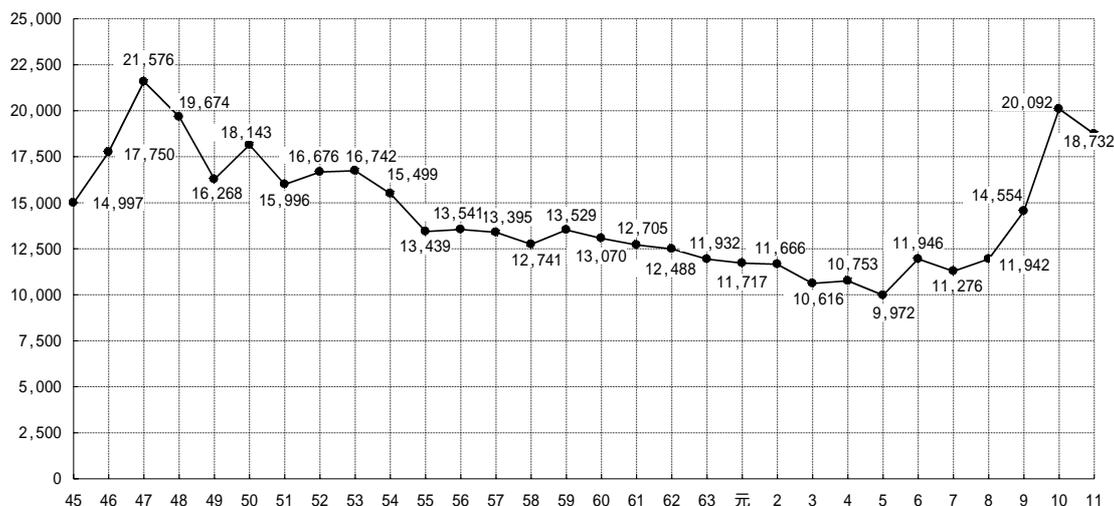


図2-1 苦情件数の推移

都道府県別の苦情件数

平成11年度の苦情件数を都道府県別にみると、苦情件数の多い都道府県は例年とほぼ同じで、東京都、愛知県、埼玉県、大阪府、神奈川県の順になっており、これら上位5都府県で、総苦情件数の37.8%を占めている(表2-1)。

表2 - 1 都道府県別苦情件数（上位5都道府県）

順位	苦情件数		順位	人口100万人あたりの苦情件数	
	都道府県	件数		都道府県	件数
1	東京都	1,738	1	大分県	279
2	愛知県	1,658	2	愛知県	241
3	埼玉県	1,349	3	福岡県	221
4	大阪府	1,173	4	茨城県	220
5	神奈川県	1,166	5	山形県	219
全国計		18,732	全国平均		149

発生源別の苦情件数

平成11年度の苦情件数を発生源別にみると、飲食店や自動車修理工場等の「サービス業・その他」が最も多く、9,512件で全体の50.8%を占め、第2位は「個人住宅・アパート・寮」の1,889件（10.1%）、第3位は木工工場や塗装工場等の「その他の製造工場」の1,827件（9.8%）であった。

また、製造工場全体の苦情件数は3,279件（17.5%）であり、業種別の苦情件数割合は前年度とほぼ同じであった（図2 - 2）。

なお、野外焼却に係る悪臭苦情が今年度は6,230件であり昨年度（5,881件）から349件増加した。

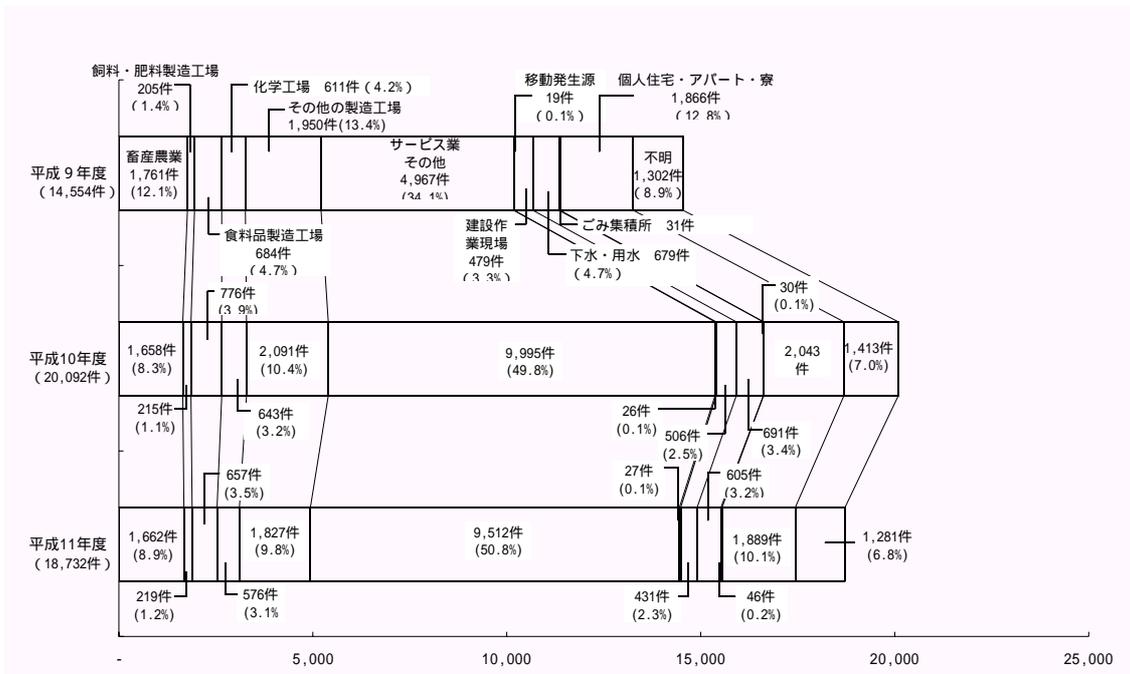


図2 - 2 発生源別苦情件数の推移

規制対象とそれ以外の苦情件数の比較

平成11年度の総苦情件数18,732件のうち、悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは11,335件（60.5%）であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情（3,118件、16.6%）及び「個人住宅・アパート・寮」、「下水・用水」など規制対象外の発生源に対する苦情（4,279件、22.9%）が残りを占めている（表2-2）。

表2-2 規制対象・非規制対象別苦情件数

発生源別	規制地域内	規制地域外
工場・事業場	11,335	3,118
	(60.5%)	(16.6%)
上記以外の事業活動・その他	3,774	505
	(20.2%)	(2.7%)
合計	15,109	3,623
(%)	(80.7%)	(19.3%)

（注）%は総苦情件数に対する割合

（2）悪臭規制等の状況

規制地域の指定状況

悪臭防止法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成11年度末現在、1,731市区町村（前年度末 1,719市区町村）で、全国の市区町村数の52.9%に当たる（表2-3）。前年度に比べ12市町村増加した。

表2-3 規制地域の指定状況

市区町村数		規制地域を有する 市区町村数	
市	694	633	(91.2%)
区	23	23	(100.0%)
町	1,991	942	(47.3%)
村	567	133	(23.5%)
計	3,275	1,731	(52.9%)

悪臭防止法に基づく規制措置等の状況

平成11年度中に、規制地域内で悪臭防止法に基づく措置等を行った件数は、表2-4のとおりである。

平成11年度に行われた立入検査は4,869件（前年度 4,855件）、報告の徴収は712件（同 658件）、測定は157件（同 148件）と前年度に比べやや増加した。また、測定の結果、規制基準を超えていたものは26件（同26件）であり、法に基づく改善勧告は6件（同1件）行われた。これらの措置のほ

か、悪臭防止に関する行政指導が7,843件（同 7,174件）行われた。

表 2 - 4 悪臭防止法に基づく措置等の状況（件数）

行政措置等	平成11年度	平成10年度
立入検査	4,869	4,855
報告の徴収	712	658
測定	157	148
（うち、基準超過）	26	26
改善勧告	6	1
改善命令	0	0
行政指導	7,843	7,174

3 規制基準算定方法

3 - 1 第1号規制基準

悪臭防止法施行規則第1条 法第2条第2項の規定による気体又は水に係る臭気指数の算定は、環境大臣が定める方法により、試料とする気体又は水の臭気を人間の嗅覚で感知することができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数（以下「臭気濃度」という。）を求め、当該臭気濃度の値の対数に十を乗じた値を求めることにより行うものとする。

悪臭防止法施行規則第6条 法第4条第2項第1号の総理府令で定める範囲は、大気の臭気指数が10以上21以下とする。

3 - 2 第2号規制基準

悪臭防止法施行規則第6条の2 法第4条第2項第2号の省令で定める方法は次の各号の排出口の高さの区分ごとに、当該各号に定める方法とする。ただし、排出ガスの臭気指数として同条第2項第2号の規制基準を定める場合、その値は同条第2項第1号の規制基準として定める値以上でなければならない。

(1) 排出口の実高さが15メートル以上の施設

イに定める式により臭気排出強度（排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、環境大臣が定める方法により算出される値をいう。以下同じ。）の量を算出する方法

イ 次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。

$$q_t = \frac{60 \times 10^A}{F_{max}}$$
$$A = \frac{L}{10} - 0.2255$$

これらの式において、 q_t 、 F_{max} 及び L はそれぞれ次の値を表すものとする。

q_t 排出ガスの臭気排出強度（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎分）

F_{max} 別表第3に定める式により算出される $F(x)$ （温度零度、圧力1気圧の状態における臭気排出強度1立方メートル毎秒に対する排出口からの風下距離 x （単位 メートル）における地上での臭気濃度）の最大値（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した秒毎立方メートル）。ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が1を排出ガスの流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎秒）で除した値を越えるときは、1を排出ガスの流量で除した値とする。

L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

ロ イに規定する F_{max} の値は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める条件により算出するものとする。

(1) 次項に定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物（対象となる事業場の敷地内の建物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物及び建築基準法

施行令（昭和25年政令第338号）第138条第3項で指定する工作物をいう。）で、排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のもの。以下同じ。）の高さ（以下「周辺最大建物の高さ」という。）の2.5倍以上となる場合 排出口からの風下距離が排出口と敷地境界の最短距離以上となる区間における最大値
 (2) 次項に定める方法により算出される初期排出高さが、周辺最大建物の高さの2.5倍未満となる場合 排出口からの風下距離xがただし書きにより定めるR以上となる区間における最大値。ただし、Rは排出口と敷地境界の最短距離と、環境大臣が定める方法で算出される周辺最大建物と敷地境界の最短距離のうち、いずれか小さい値

(2) 排出口の実高さが15メートル未満の施設
 次の式により排出ガスの臭気指数を算出する方法

$$I = 10 \times \log C$$

$$C = K \times H_b^2 \times 10^B$$

$$B = \frac{L}{10}$$

これらの式においてI、K、H_b及びLは、それぞれ次の値を表すものとする。

I 排出ガスの臭気指数

K 次表の左欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の右欄に掲げる値。ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円形とみなしたときの直径とする。

排出口の口径が0.6メートル未満の場合	0.69
排出口の口径が0.6メートル以上0.9メートル未満の場合	0.20
排出口の口径が0.9メートル以上の場合	0.10

周辺最大建物の高さ（単位 メートル）。ただし、算出される値が10未満である場合又は10以上であって排出口の実高さ（単位 メートル）の値の1.5倍以上である場合には、第1欄に掲げる算出される値の大きさ及び第2欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の第3欄に掲げる式により算出される高さ（単位 メートル）とする。

10未満	6.7メートル以上	10メートル
	6.7メートル未満	排出口の実高さの1.5倍
10以上であって排出口の実高さ(単位メートル)の値の1.5倍以上		排出口の実高さの1.5倍

L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

2 初期排出高さの算出は、次式により行うものとする。ただし、当該方法により算出される値が排出口の実高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の実高さ（単位メートル）とする。

$$H_i = H_o + 2(V - 1.5) D$$

これらの式において、 H_i 、 H_o 、 V 及び D は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_i 初期排出高さ（単位メートル）

H_o 排出口の実高さ（単位メートル）

V 排出ガスの排出速度（単位メートル毎秒）

D 排出口の口径（単位メートル）。ただし、排出口の形状が円形でない場合は、 D はその断面積を円形とみなしたときの直径とする。

別表第3

$F(x) = \frac{1}{3.14 y_i} \exp \left[\frac{-(H_e(x))^2}{2 z_i^2} \right]$							
<p>この式において、x、y_i、z_i及び$H_e(x)$は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>x 排出口からの風下距離（単位メートル）</p> <p>y_i 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅（単位メートル）</p> <p>z_i 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅（単位メートル）</p> <p>$H_e(x)$ 次式により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ（単位メートル）。ただし、次式におけるH_iとH_dの和が周辺最大建物の高さの0.5倍未満となる場合、0メートル。</p> $H_e(x) = H_i + H + H_d$ <p>この式において、H_i、H及びH_dは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>H_i 第2項に掲げる方法により算出される初期排出高さ（単位メートル）</p> <p>H 環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ（単位メートル）</p> <p>H_d 次表の左欄に掲げる初期排出高さの区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される周辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ（単位メートル）</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">H_iがH_b未満の場合</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">- 1.5 H_b</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">H_iがH_b以上H_bの2.5倍未満の場合</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">$H_i - 2.5 H_b$</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">H_iがH_bの2.5倍以上の場合</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0</td> </tr> </table>	H_i が H_b 未満の場合	- 1.5 H_b	H_i が H_b 以上 H_b の2.5倍未満の場合	$H_i - 2.5 H_b$	H_i が H_b の2.5倍以上の場合	0	
H_i が H_b 未満の場合	- 1.5 H_b						
H_i が H_b 以上 H_b の2.5倍未満の場合	$H_i - 2.5 H_b$						
H_i が H_b の2.5倍以上の場合	0						
<p>この表において、H_iは第2項に掲げる方法により算出される初期排出高さ（単位メートル）を、H_bは周辺最大建物の高さ（単位メートル）を表すものとする。</p>							

3 - 3 第3号規制基準

第6条の3法第4条第2項第3号の環境省令で定める方法は、次の式により排出水の臭気指数を算出する方法とする。

$$I_w = L + 16$$

この式において、 I_w 及び L は、それぞれ次の値を表すものとする。

I_w 排出水の臭気指数

L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

4 地方公共団体の条例、要綱等

条例・要綱等により規制基準や管理基準等を設けて悪臭対策を行っている地方公共団体は、条例が38都県市、指導要綱等が37都道県市ある。

このうち、嗅覚測定法による規制基準または指導基準を設定している地方公共団体は、条例が11都県市、要綱等が36道県市である。

嗅覚測定法の条例による指定状況を表4-1、要綱等による指定状況を、表4-2に示す。

(1) 規制方式

嗅覚測定法による規制については、対象施設を指定していない地方公共団体が4都県市、飼・肥料製造施設などの対象施設を指定している地方公共団体が7県市である。

要綱等では、嗅覚測定法による規制を36道県市のすべてが行っている。

(2) 測定方法・結果の評価方法

条例の嗅覚測定法は、1県が五点比較式臭袋法でその他の都県市は三点比較式臭袋法としており、規制基準は、ほとんどが敷地境界線と排出口の両方について臭気濃度(臭気指数)を用いて設定している。

要綱等の規制基準は、臭気濃度が24県市、臭気指数が11県市、臭気強度が1市である。排出口の規制基準について排出口の高さにより定めているのは、条例においては無いが、要綱等では36県市のうち18県市と半数において高さを考慮して定めている。

表4-1(1) 嗅覚測定法を採用している地方公共団体(条例)

公共団体名	宮城県	草加市	東京都	相模原市	埼玉県	草津市	新潟県	花巻市	江刺市
施行年月	昭和41年4月	昭和48年10月 (改正S58年5月)	昭和52年10月	昭和54年4月	昭和54年10月 (改正H4年3月)	昭和56年1月	昭和57年7月	平成5年8月	平成6年1月
測定法	五点比較式臭袋法	三点比較式臭袋法	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
対象地域	法規制地域を除く 全域	全域	全域	全域	規制地域	全域	規制地域	全域	全域
対象発生源	指定業種	特定工場、 特定作業場	指定業種	全業種	指定業種	特定工場、 特定作業場	指定業種	特定事業場	特定事業場
対象施設の 指定	飼・肥料製造業の 原料置場、原料処 理加工施設等	なし	なし	悪臭を発生する 施設	なし	なし	鶏・豚・牛の飼養 施設、塗装吹付施 設等の特定施設	飼・肥料製造業の 原料置場、塗装吹 付施設等	飼・肥料製造業の 原料置場等
規制基準	敷地境界、排出口 、換気口	敷地境界、排出口	敷地境界、排出口	排出口	敷地境界、排出口	敷地境界、排出口	敷地境界、排出口	敷地境界、排出口	敷地境界、排出口
基準値	(敷地境界) 臭気指数 10 (排出口) 臭気指数 30 (換気口) 臭気指数 25	(敷地境界) 臭気濃度 第1種区域 10 第2種区域 15 第3種区域 20 (排出口) 臭気濃度 第1種区域 300 第2種区域 500 第3種区域 1000	(敷地境界) 臭気濃度 第1種区域 10 第2種区域 15 第3種区域 20 (排出口) 臭気濃度 第1種区域 300 第2種区域 500 第3種区域 1000	(排出口) 臭気濃度 300	(敷地境界) 地域区分に応じて 臭気濃度 10、20、30 (排出口) 地域区分に応じて 臭気濃度 300、500、1000	(敷地境界) 臭気濃度 第1種区域 10 第2種区域 15 第3種区域 20 (排出口) 臭気濃度 第1種区域 300 第2種区域 500 第3種区域 1000	(敷地境界) 臭気濃度 第1種区域 10 第2種区域 15 第3種区域 20 (排出口) 臭気濃度 第1種区域 300 第2種区域 500 第3種区域 1000	臭気濃度 ()内は、臭気指数 (敷地境界) 工業地域30(15) その他 10(10) (排出口) 工業地域 1000(30) その他 300(25)	臭気濃度 ()内は、臭気指数 (敷地境界) 工業地域30(15) その他 10(10) (排出口) 工業地域 1000(30) その他 300(25)
罰則	改善勧告 改善命 令又は一時停止命 令 罰則	改善勧告 改善命 令又は一時停止命 令 特定工場又は 特定作業場設置許 可取消 罰則	改善命令 罰則	なし	改善勧告 改善命 令 罰則	改善勧告 改善命 令又は一時停止命 令 特定工場又は 特定作業場設置許 可取消 罰則	改善勧告 改善命 令又は一時停止命 令 罰則	改善勧告 改善命 令 使用の制限若 しくは禁止 罰則	改善勧告 改善命 令 使用の制限若 しくは禁止 罰則

表4-1(2)

嗅覚測定法を採用している地方公共団体(条例)

公共団体名	新潟市	福井県
施行年月	平成7年12月	平成9年3月
測定法	三点比較式臭袋法	同左
対象地域	規制地域	悪臭防止法に基づき指定された規制地域以外の地域
対象発生源	指定業種	指定業種
対象施設の指定	鶏・豚・牛の飼養施設、糞尿処理施設等	鶏・豚・牛の飼養施設、化製場等の汚物処理施設等
規制基準	敷地境界、排出口、換気口	敷地境界
基準値	(敷地境界) 臭気濃度 10~20 (排出口) 臭気濃度 1000~3000	(敷地境界) 臭気指数 18
罰則	改善勧告 改善命令又は一時停止命令 罰則	改善勧告 改善命令 罰則

表4 - 2 (1) 嗅覚測定法を採用している地方公共団体 (指導要綱、指導指針、指導基準等)

公共団体名	宮城県	足利市	富士市	千葉県	横浜市	群馬県	神奈川県	山口県	泉大津市
施行年月	昭和53年4月 (改正H5.4.1)	昭和54年11月	昭和55年10月 (改正H7.4)	昭和56年6月	昭和57年4月 (改正H7.7)	昭和57年9月	昭和58年4月	昭和58年6月	昭和59年4月
測定法	三点比較式 臭気採点法	三点比較式 臭袋法	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
対象地域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	農業振興地域を 除く都市計画区 域	全域	全域
対象発生源	指定業種	指定業種	悪臭防止法で規 制できない悪臭 を排出する工場 等	全業種	全業種	全業種	全業種	全業種	全業種
対象施設の 指 定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
規 制 基 準 指 導 基 準	敷地境界	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界、排出口	敷地境界
基 準 値	(敷地境界) 臭気強度 1.8	(敷地境界) 臭気濃度 第1種 10 第2種 20 第3種 30 (排出口) 臭気濃度 第1種 300 第2種 500 第3種 1000 Total O.E.R. 第1種 10^5 第2種 5×10^5 第3種 10^6	(敷地境界) 臭気濃度 第1種 10 第2種 30 第3種 70 (排出口) 臭気排出強度 による規制	(敷地境界) 臭気濃度 地域区分に応 じて 15 ~ 25 (排出口) 臭気濃度 地域区分に応 じて 500 ~ 2000	(敷地境界) 臭気指数 10 ~ 17 (排出口) 臭気指数 20 ~ 40	(敷地境界) 臭気濃度 A区域 10 B区域 70 (排出口) 臭気濃度 排出口の高さ に応じて A区域 300 ~ 2000 B区域 2100 ~ 14000	(敷地境界) 臭気濃度 市街化区域等 10 その他の区域 30 (排出口) 臭気濃度 排出口の高さ に応じて 市街化区域等 600 ~ 1000 その他の区域 1000 ~ 1800	規制区域 敷地境界 臭気指数 A区域 10 B区域 14 C区域 18 その他の地域 敷地境界 臭気指数 排出口の高さに応じて A区域 25 ~ 33 B区域 29 ~ 37 C区域 33 ~ 41	(敷地境界) 臭気指数 10 (排出口) 臭気指数 30
措 置	改善勧告	改善勧告	改善勧告 氏名公表	なし	なし	なし	なし	改善勧告	改善指導 事実公表

表4-2(2) 嗅覚測定法を採用している地方公共団体(指導要綱、指導指針、指導基準等)

公共団体名	長崎県	春日井市	神戸市	北海道	名古屋市	京都市	八尾市	大阪市	山形市	清水市
施行年月	昭和59年5月	昭和59年5月 (改正H10.4)	昭和59年6月	昭和59年7月	昭和60年2月	昭和60年5月	昭和60年6月	昭和61年4月	昭和61年8月	昭和61年9月
測定法	三点比較式 臭袋法	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
対象地域	全域	全域	全域	規制地域	全域	規制地域	全域	全域	規制地域	全域
対象発生源	全業種	全業種	全業種	全業種	全業種	全業種	全業種	悪臭を排出する工場等	全業種	全業種
対象施設の指定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
規制基準 指導基準	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口
基準値	(敷地境界) 臭気濃度 第1種20 第2種30 (排出口) 臭気濃度 第1種500 第2種1000	(敷地境界) 臭気指数 地域区分に応じて 10~13 (排出口) 臭気指数 地域区分に応じて 25~30	(敷地境界) 臭気濃度 A地域10 B地域70 (排出口) 臭気濃度 排出口の高さに応じて A地域 600~2000 B地域 4200~14000	(敷地境界) 臭気指数 A地域 10 B地域 14 C地域 18 (排出口) 臭気指数 A地域 30 B地域 34 C地域 38	(敷地境界) 臭気濃度 第1種 10 第2種 20 第3種 30 (排出口) 臭気濃度 第1種 300 第2種 500 第3種 1000	(敷地境界) 臭気濃度 10 (排出口) 臭気濃度 排出口の高さに応じて 600~2000	(敷地境界) 臭気濃度 第1種 10 第2種 20 第3種 30 (排出口) 臭気濃度 第1種 300 第2種 500 第3種 1000	(敷地境界) 臭気濃度 10 (排出口) 臭気濃度 排出口の高さに応じて 150~1000	(敷地境界) 臭気濃度 A地域 10 B地域 15 C地域 20 (排出口) 臭気濃度 排出口の高さに応じて A地域 500~2000 B地域 1000~3000 C地域 1000~4000	(敷地境界) 臭気濃度 第1種 10 第2種 15 第3種 20 (排出口) 臭気濃度 第1種 300 第2種 500 第3種 1000
措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	改善勧告	なし	なし

表4-2(3) 嗅覚測定法を採用している地方公共団体(指導要綱、指導指針、指導基準等)

公共団体名	東大阪市	福島県	奈良県	栃木県	島根県	彦根市	仙台市	八戸市	尼崎市	大竹市
施行年月	昭和62年5月	昭和62年7月 (要綱H10.7)	昭和63年4月	平成元年4月	平成元年4月	平成元年7月	平成2年4月	平成2年12月	平成3年3月	平成5年4月
測定法	三点比較式 臭袋法	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
対象地域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域
対象発生源	全業種	全業種	全業種	全業種	全業種	全業種	全業種	全業種	施行後に悪臭を 発生する事業を 開始する工場等	全業種
対象施設の 指定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
規制基準 指導基準	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口
基準値	(敷地境界) 臭気濃度 10 (排出口) 臭気濃度 排出口の高さ に応じて 150~1000	(敷地境界) 臭気指数 第1種 10 第2種 15 第3種 18 (排出口) 臭気指数 排出口の高さ に応じて 第1種 28~33 第2種 33~38 第3種 36~41	(敷地境界) 臭気濃度 一般地域 10 順応地域 20 その他の地域 30 (排出口) 臭気濃度 一般地域 300 順応地域 500 その他の地域 500	(敷地境界) 臭気指数 第1種 10 第2種 14 (排出口) 臭気指数 排出口の高さ に応じて 第1種 24~33 第2種 29~37	(敷地境界) 臭気指数 第1種 10 第2種 15 (排出口) 臭気指数 排出口の高さ に応じて 第1種 28~33 第2種 33~38	(敷地境界) 臭気濃度 10 (排出口) 臭気濃度 排出口の高さ に応じて 300~2000	(敷地境界) 臭気濃度 10 (排出口) 臭気濃度 排出口の高さ に応じて 300~2000	臭気指教()内 は、臭気濃度 (敷地境界) 第1種10(10) 第2種15(30) 第3種18(60) (排出口) 第1種 25 (300) 第2種 30 (1000) 第3種 35 (3000)	(敷地境界) 臭気濃度 第1種 10 第2種 30 (排出口) 臭気濃度 排出口の高さ に応じて 第1種 600~2000 第2種 1800~6000	(敷地境界) 臭気指数 10 (排出口) 臭気指数 排出口の高さ に応じて 25~33
措置	改善勧告	なし	改善勧告	改善勧告	なし	なし	なし	改善勧告 事実公表	改善勧告	改善勧告 事実公表

表4-2(4) 嗅覚測定法を採用している地方公共団体(指導要綱、指導指針、指導基準等)

公共団体名	岩手県	岐阜県	福岡市	長崎市	小牧市	山梨県	郡山市
施行年月	平成5年6月	平成7年4月	平成7年6月	昭和59年5月 (H9.4中核市)	平成10年3月	平成10年9月	平成11年3月
測定法	三点比較式臭袋法	同左	同左	同左	同左	同左	同左
対象地域	全域	全域	全域	全域	全域	全域	全域
対象発生源	全業種	全業種	全業種	全業種	全業種	全業種	全業種
対象施設の指定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
規制基準 指導基準	敷地境界	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界 排出口	敷地境界	敷地境界 排出口
基準値	(敷地境界) 臭気濃度 地域区分に応じて 10~30 *敷地外の地点 で悪臭が最大着 地濃度となる場 合は、その地点 で測定する。	(敷地境界) 臭気濃度 10 (排出口) 排出口の高さ に応じて 臭気濃度 300 600 1,000 2,000	(敷地境界) 臭気指数 10 (排出口) 排出口の高さ に応じて 臭気指数 25 28 30 33	(敷地境界) 臭気濃度 第1種20 第2種30 (排出口) 臭気濃度 第1種500 第2種1000	(敷地境界) 臭気指数 第1種 10 第2種 13 (排出口) 臭気指数 第1種 25 第2種 27	(敷地境界) 臭気指数 畜産農業等6業種 A区域 10~15 B区域 12~18 C区域 14~21 その他の業種 A区域 10~15 B区域 12~18 C区域 14~21	(敷地境界) 臭気指数 第1種区域 10 第2種区域 15 第3種区域 18 (排出口) 臭気指数 排出口の高さに 応じて 第1種区域 28~33 第2種区域 27~38 第3種区域 36~41
措置	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし